

## 令和8年度（債務）委託第43号 ポンプ場・幹線関係採水及び分析業務仕様書

### 1 業務の内容

市内ポンプ場及び幹線において、下水の採水及び分析を実施する。

### 2 採水地点及び採水日

- (1) 別表1に定める地点において、別表2-1～5のとおり採水すること。
- (2) 採水の詳細な日程については、事前に委託者と協議の上決定すること。
- (3) 雨水の影響を受けるおそれがある場合や、工事排水等、汚濁水の流入が長時間にわたり見られるときは、採水を中止し日程を変更すること。
- (4) 浮遊物質が明らかに多い等、異常な状態と判断できる場合は、その状況を写真等に記録するとともに、委託者に直ちに報告し、採水実施の可否について確認すること。

### 3 採水器具・容器、採水方法等

- (1) 採水器具及び容器は、受託者所有のものを使用すること。
- (2) 濃度に係る環境計量士の指示のもと採水業務を行うこと。
- (3) ポンプ場流入水の採水は、粗目スクリーン前中央部で行うこと。ただし、採水場所を変更する事案が生じた場合は、委託者に相談すること。
- (4) 採水は、転落防止の措置を取って実施すること。特に、マンホールに入る場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業に必要な器具を使用する等、労働安全衛生法等を遵守した上で行うこと。
- (5) 路上作業においては、交通安全誘導員を前後に配置する等、事故防止のための必要な措置を講ずること。また、歩行者、通行車両及び近隣住民に配慮すること。
- (6) 道路の使用許可申請等、業務の遂行に必要な事務手続きは、受託者の責任で行うこと。

### 4 分析項目及び検体数

別表2-1～5のとおりとする。ただし、別表3で定める基準値を超えた分析項目については、委託者と協議したうえで再検査の実施の有無を決定する。なお、再検査はⅠ～Ⅲ期に限り実施するものとし、再検査で増加した分析項目数については、Ⅳ期で調整するものとする。

### 5 分析方法

別表3のとおりとし、その他の試験方法を用いる場合は、委託者と協議すること。

### 6 ダイオキシン類の測定に係る精度管理

「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成22年3月改訂 環境省）」に基づいて行うこと。

## 7 報告下限値等

分析方法及び報告下限値（別表3で定める基準値の10分の1を目安とする）について、事前に委託者の承認を得ること。また、新しい分析方法の告示等があった場合は速やかに対応すること。

## 8 分析結果等の報告

- (1) 採水作業の報告は各四半期の調査ごとに分けて行うものとし、調査終了後速やかに次の資料を添付した報告書（書式は任意）を提出すること。
  - (ア) 各測定箇所での採水日時、天候（前日、当日）、気温
  - (イ) 検体の水温、透視度、色相、pH
  - (ウ) 採水した検体や採水作業の写真、酸欠作業時の記録
  - (エ) 道路使用許可書の写し等
- (2) 分析結果の報告（ダイオキシン類は除く。）は各四半期の調査ごとに分けて行うものとし、調査終了後速やかに計量証明書及び委託者の指定する電子データにより行うこと。
- (3) ダイオキシン類の測定に係る報告は、計量証明書に作業報告書を合わせてA4版1部を提出すること。
- (4) 業務の過程で、別表3で定める基準値の0.8倍を超えると予測される場合は、速やかに委託者に報告すること。

## 9 検体の処分

分析後の検体については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、受託者の責任にて処分すること。

別表1 令和8年度 委託第43号 ポンプ場及び幹線採水・分析計画(総括)

1 採水業務

・第1四半期(4～6月)、第2四半期(7～9月)、第3四半期(10～12月)、第4四半期(1～3月)

2 分析業務

採水箇所	町名	番地又は目標物等	特記
1	北ポンプ場	中央区 船越町 28番8号 スクリーン前中央部	
2	中ポンプ場	中央区 中央 2丁目3-1 スクリーン前中央部	
3	南ポンプ場	中央区 竜禅寺町 863番地 スクリーン前中央部	
4	西ポンプ場	中央区 西伊場町 52番10号 スクリーン前中央部	
5	浜名中継ポンプ場	中央区 小沢渡町 1740番地 スクリーン前中央部	
6	阿蔵中継ポンプ場	天竜区 二俣町 阿蔵330番地 スクリーン前中央部	
1	浜名幹線 1W	中央区 舞阪町 浜田652番地北 県道細江舞阪線 道路南側歩道上	
2	浜名幹線 1N	中央区 馬郡町 2231番地 東側道路交差点部	
3	浜名幹線 2	中央区 馬郡町 3504番地の2 北側道路交差点部(観音堂前)	
4	浜名幹線 4	中央区 篠原町 14157番地シーズ篠原店西側 掛舞線	
5	浜名幹線 5-1	中央区 高塚町 2315-32マインドサン南 西部排水路八幡橋北側5m	
6	浜名幹線 5-2	中央区 小沢渡町 1602-2番地東 浜名中継ポンプ場西道路40m北側	
7	浜名幹線 6	中央区 倉松町 70番地南 倉松線南北道路上	
8	浜名幹線 7	中央区 倉松町 435番地の5交差点 東西方向北側部分	
9	浜名幹線 8	中央区 米津町 1935番地東 米津西交差点北3m	
10	浜名幹線 9	中央区 米津町 524番地北 米津線(南向き)米津東バス停南20m	
11	浜名幹線 10	中央区 白羽町 国道1号南側 高架下併進道路上	
12	雄踏幹線 1	中央区 雄踏町 宇布見4196-2番地南 県道浜松雄踏線北側並行市道上	
13	雄踏幹線 2-1	中央区 志都呂町 3500番地付近 九領川第3下山田橋北6m	
14	雄踏幹線 2-2	中央区 志都呂 1丁目32-24 デニーズ浜松志都呂町店南西 交差点道路上	
15	雄踏幹線 3	中央区 篠原町 9314番地津島神社 東側道路	
16	佐鳴幹線 1	中央区 富塚町 2018-3番地 佐鳴耳鼻咽喉科南西側交差点南端	
17	佐鳴幹線 2	中央区 富塚町 2282-5番地東側市道佐鳴湖公園東進入口前	
18	佐鳴幹線 3-1	中央区 大平台一 佐鳴湖公園中央部トイレ南側駐車場	酸欠
19	佐鳴幹線 3-2	中央区 大平台二 佐鳴湖公園最南端進入路手前坂下	
20	佐鳴幹線 3-3	中央区 入野町 9791-5番地大平台高塚線南北道路と新雄踏街道交差点	
21	佐鳴幹線 4	中央区 高塚町 大平台高塚線南進側 JR高架橋横	酸欠
22	馬込幹線 1-4	浜名区 中瀬 7490番地付近 国道152号(飛竜街道)	酸欠
23	馬込幹線 4-1	浜名区 中瀬 1100-3番地付近 天竜浜松線(笠井街道)	酸欠
24	馬込幹線 4-2	浜名区 中瀬 87番地付近 天竜浜松線(笠井街道)	酸欠
25	馬込幹線 5	浜名区 東美菌 1538番地付近 天竜浜松線との交差点	酸欠
26	馬込幹線 6	浜名区 西美菌 883番地付近 高畑川より東へ80m	酸欠
27	馬込幹線 7	浜名区 横須賀 127番地付近 市道横須賀西から北浜南小方向	酸欠
28	馬込幹線 8	浜名区 中条 472番地付近 県道小松笠井線	酸欠
29	馬込幹線 10	中央区 大島町 535番地北側 東西道路上 上前島交差点西30m	酸欠
30	馬込幹線 11	中央区 大島町 308番地北側 東西道路上 上前島交差点東100m	酸欠
31	馬込幹線 12	中央区 市野町 1126番地浜松ホトニクス寮北西側 道路交差点部	
32	馬込幹線 13	中央区 市野町 417番地 T字路交差点部北1m	
33	馬込幹線 14	中央区 小池町 遠鉄(西行き)小池北バス停傍	
34	馬込幹線 15W	中央区 原島町 原島西交差点西15m(浜自正門前)	
35	馬込幹線 15-2	中央区 原島町 原島交差点東方90m	
36	馬込幹線 16	中央区 細島町 細島東交差点北方70m	
37	馬込幹線 17N	中央区 天神町 天神町交差点北方42m	
38	馬込幹線 17S	中央区 天神町 天神町交差点北方30m	
39	馬込幹線 18-1	中央区 三島町 1389-1番地ブラジルマーケット北西側 道路交差点部	
40	馬込幹線 18-2	中央区 都盛町 74番地の1 都盛町公会堂 北側道路上	
41	馬込幹線 19	中央区 中田島町 国道1号 中田島東交差点北方30m	
42	馬込幹線 20-1	中央区 大柳町 2番地付近 南北道路上(寺脇町境)	
43	馬込幹線 21	中央区 松島町 松島町南交差点 北方30m右折直近	

No.	分析項目	検体数
1	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	110
2	生物化学的酸素要求量	110
3	化学的酸素要求量	0
4	浮遊物質量	110
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	110
6	窒素含有量	110
7	燐含有量	110
8	沃素消費量	110
9	カドミウム及びその化合物	18
10	シアン化合物	22
11	有機燐化合物	0
12	鉛及びその化合物	28
13	六価クロム化合物	32
14	砒素及びその化合物	22
15	水銀及びアルキル水銀及びその他の水銀化合物	20
16	アルキル水銀化合物	0
17	ポリ塩化ビフェニル	0
18	トリクロロエチレン	6
19	テトラクロロエチレン	4
20	ジクロロメタン	8
21	四塩化炭素	4
22	1,2-ジクロロエタン	2
23	1,1-ジクロロエチレン	2
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	2
25	1,1,1-トリクロロエタン	2
26	1,1,2-トリクロロエタン	2
27	1,3-ジクロロプロペン	2
28	チウラム	0
29	シマジン	0
30	チオベンカルブ	0
31	ベンゼン	4
32	セレン及びその化合物	20
33	ほう素及びその化合物	38
34	ふつ素及びその化合物	38
35	1,4-ジオキサン	0
36	フェノール類	6
37	銅及びその化合物	34
38	亜鉛及びその化合物	38
39	鉄及びその化合物(溶解性)	0
40	マンガン及びその化合物(溶解性)	0
41	クロム及びその化合物	46
42	ダイオキシン類	7
計		1,177

※特記中「酸欠」表記箇所は酸素欠乏作業該当箇所(計11箇所。状況により不要になる場合もある。)











### 別表3 下水排除基準及び分析方法一覧

- A 「下水の水質の検定方法に関する省令」(昭和37年12月17日厚生省・建設省令第1号)  
 B 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法」  
 (平成17年9月環境省告示第92号)

No.	水質項目	単位	下水排除基準	分析方法
	水素イオン濃度	—	5を超え9未満	—
	水温	℃	45未満	—
1	アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	mg/L	380未満	A
2	生物学的酸素要求量	mg/L	600未満	A
3	化学的酸素要求量	mg/L	—	—
4	浮遊物質量	mg/L	600未満	A
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	30以下	A
6	窒素含有量	mg/L	240未満	A
7	燐含有量	mg/L	32未満	A
8	沃素消費量	mg/L	220未満	A
9	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	A
10	シアン化合物	mg/L	1以下	A
11	有機燐化合物	mg/L	1以下	A
12	鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	A
13	六価クロム化合物	mg/L	0.2以下	A
14	砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	A
15	水銀及びアルキル水銀及びその化合物	mg/L	0.005以下	A
16	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	A
17	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	A
18	トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	A
19	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	A
20	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	A
21	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	A
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	A
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	A
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	A
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	A
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	A
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	A
28	チウラム	mg/L	0.06以下	A
29	シマジン	mg/L	0.03以下	A
30	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	A
31	ベンゼン	mg/L	0.1以下	A
32	セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	A
33	ほう素及びその化合物	mg/L	10以下	A
34	ふつ素及びその化合物	mg/L	8以下	A
35	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	A
36	フェノール類	mg/L	5以下	A
37	銅及びその化合物	mg/L	3以下	A
38	亜鉛及びその化合物	mg/L	2以下	A
39	鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L	10以下	A
40	マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L	10以下	A
41	クロム及びその化合物	mg/L	2以下	A
42	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	B